

1 はじめに

学校における児童のいじめ等の問題行動や不登校、学校不適応の課題は、依然として憂慮すべき状況にある。こうした状況を背景に、児童の問題行動等へ対応するために、学校と関係機関の連携が重要であることは、これまでも繰り返し強調されてきた。

しかし、学校においては児童の問題行動への対応が学級担任個人や関係する分掌の教員の努力に任されている傾向が見受けられ、学校として関係機関等と組織的、継続的に連携していくことができるシステムを学校組織に組み込んでいく必要性を感じてきた。

このことから、地域関係機関との連携のあり方を整理し、これまでの校務分掌を見直すことにより、学校の組織力の向上を図り、これらの課題の改善を目指していきたい。

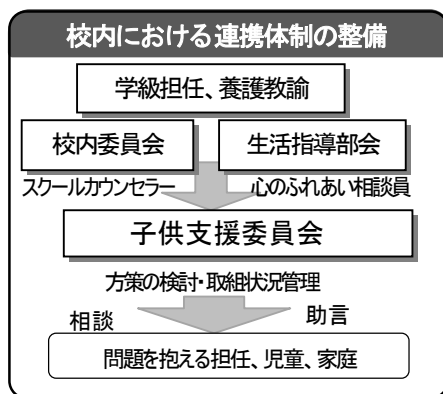
2 校内における連携体制の整備

(1) 子供支援委員会を中心とした連携体制の整備

① 「子供支援委員会」

校務分掌組織の研究推進・生活指導とともに三部会を構成し、月に1回定例会を開催する。

② 「子供支援委員会」による一元的・組織的対応



問題行動や学校不適応等で配慮を要する児童として生活指導部や校内委員会に報告・相談のあった児童の中で、特に問題を抱える児童、家庭への支援を必要とする事例をケース会議の対象として、方策の検討や連絡・協議、情報交換等を行う。

③ 臨時会（個別のケース会議）の開催

当面の問題解決に緊急性を必要とする場合、関係機関の担当者と学級担任を加え（該当しない学年主任を除き）開催する。

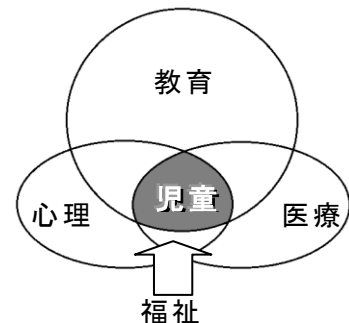
■構成メンバー

管理職
各学年
特別支援教育コーディネータ
みなみ学級主任
心のふれあい相談員
学校生活支援員
スクールカウンセラー

(2) 関係機関ネットワークの必要性

児童を取り巻く環境は、家庭や地域の子育て機能の低下等大きく変化しており、児童の健全育成上の課題の改善には、学校教育だけでなく、心理や医療からの支援を必要とする。

そこで、専門性をもつ関係機関との連携の意義や必要性について共通理解を図るとともに、関係機関としてどのような機関がどこにあるのか、また、どのようにして連携を図っていけばよいのかなど、関係機関に対する理解を深め、必要な連携体制を確立していく。



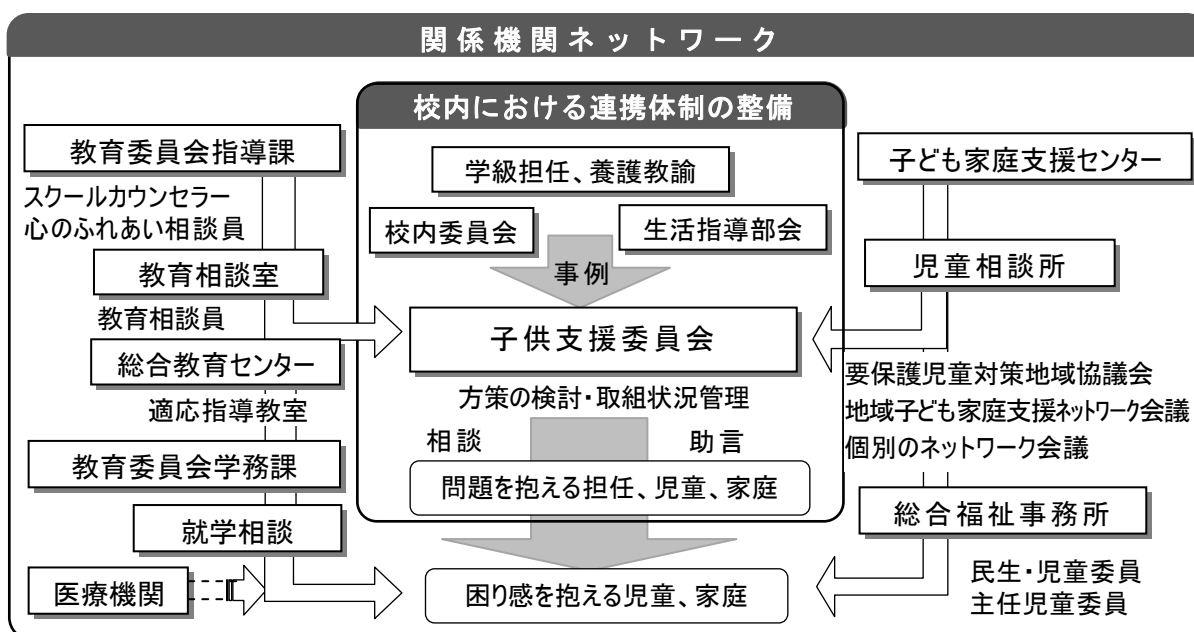
3 地域、関係機関に対する組織的な対応

(1) 関係機関ネットワーク形成の要請

問題行動等に対して、連携の必要性が考えられる機関について、教職員間に共通理解の徹底を図っておくことは大切である。

- ① 児童のいじめ、問題行動等の生活指導に関わる事例
・教育委員会指導課 ・教育相談室 ・子ども家庭支援センター ・児童相談所
- ② 特別支援教育に関わる発達上の課題がある事例
・特別支援学級設置校 ・教育相談室 ・就学相談 ・医療機関
- ③ 不登校など学校不適應の事例
・教育相談室 ・適応指導教室 ・子ども家庭支援センター
- ④ ①から③に重複するが、家庭内の問題が背景にある事例
・子ども家庭支援センター ・児童相談所 ・福祉事務所

(2) 関係機関ネットワーク (図)



4 おわりに

児童の問題行動への指導が各担任、各学年で個別に行われ、教職員間の情報の共有や連携が不足していたために、深刻な問題行動等に発展した事例があった。問題行動等の早期発見、早期対応は、月一回の生活指導部会や子供支援委員会を待って相談・協議するのではなく、日頃から児童の行動や態度について教職員間で情報交換や指導方針の検討・確認を行う場があるという雰囲気も重要な要素である。

また、保護者に対して関係機関との連携の必要性や学校における指導体制を説明することにより、保護者の学校に対する信頼感や安心感が高まることも期待できる。児童の実態を様々な手だてで伝え、保護者がそれをどのように受け止めているかをつかんでいくという積み重ねから、相互理解を深め、学校と保護者の信頼関係を醸成していくことも大切にしていきたい。